平成２７年（フ）第１７３号
山梨県甲府市横根町1022番地２　センチュリーハイツ横根301、前住所山梨県甲府市横根町639番地１　ユーツリーハウス210
債務者　小林　栄子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
山梨県甲斐市竜王新町635番地　スグルマリノス103号
債務者　小尾　成子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
長野県安曇野市明科中川手6480番地１
債務者　瀧澤　　進
１　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３０６号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番11―104号
債務者　栗原　知子
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５号
島根県浜田市熱田町1521番地４、前住所島根県浜田市熱田町1521番地の２
債務者　木嶋　　誠
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第１０５号
滋賀県東近江市八日市本町12―13、住民票上の住所滋賀県東近江市今堀町431番地１　市営今堀団地　２―Ａ
債務者　畑　　英雄
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５２２号
神戸市垂水区神陵台６丁目２番７―256号、従前の住所兵庫県明石市松が丘４丁目２番36―101号
債務者　東　　惠子
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９号
鳥取県鳥取市幸町54番地１
債務者　安田　　晋
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
広島県三原市幸崎能地３丁目２番１号
債務者　河本　寿実
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２８号
福岡県八女郡広川町大字長延1120番地
債務者　梅本　賢吉
１　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第５６３号
東京都多摩市愛宕１丁目１番地１―902
債務者　河端　信朗
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６０６号
東京都八王子市北野台２丁目21番12号
債務者　清水　明子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１２２号
神奈川県茅ヶ崎市高田２丁目14番16―101号　市営住宅
債務者　市原　智子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１３３号
横浜市金沢区能見台東11番１―807号
債務者　鈴木由美子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６６号
横浜市緑区青砥町215番地１　クレストフォルム中山107号
債務者　渡邉　繁子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２９６号
横浜市港南区港南台２丁目１番15―305号
債務者　前田　英晴
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部